

後期高齢者医療制度・国民健康保険・介護保険の保険料

7月中旬に保険料の納入通知書をお送りします。

後期高齢者医療制度

問い合わせ先

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3487

保険料の納入通知書は、7月中旬ごろ被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■金額

保険料の算定方法は次のとおりです。

【均等割】 【所得割】

保険料 = 40,773 円 + 所得 × 7.71%

平成 21 年中の所得に基づき、均等割額と所得割額を合計し、お 1 人ずつ計算します。

※保険料の最高額（賦課限度額）は 50 万円です。

※低所得者を対象に軽減措置を行います。

■納入方法

特別徴収（年金からの引き去り）が基本となりますが、普通徴収（納付書での納付）あるいは両方の方法での併用徴収の場合もあります。詳しくは 7 月にお送りする納入通知書でご確認ください。

年金からの徴収は、年金支給月の 6 回納付、納付書による納付は 7 月から 2 月まで 8 回納付となります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、後期高齢者医療制度の被保険者証、預金通帳、通帳の届出印を持参のうえ、口座振替を希望する金融機関にお申し込みください。

①年金からの特別徴収（引き去り）を中止し、口座振替に変更したい。

②納入通知書による支払いを口座振替に変更したい。

※①の場合は、口座振替の申し込み後、口座振替依頼書の控えを持参のうえ、保険年金課に特別徴収の中止申請書を提出してください。

※これまで国民健康保険料を口座振替でお支払いいただいた人も、新たに後期高齢者医療制度の口座振替の申し込みが必要です。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は 7 月 31 日です。7 月中旬には、新たに 8 月 1 日から 1 年間有効の被保険者証を送付します。

国民健康保険

問い合わせ先

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3485

保険料の納入通知書は、世帯主のみなさんにお送りします。納期は、7 月から翌年 2 月までの 8 期です。

■特別徴収について

以下のすべてに該当する場合、口座振替での納付の場合を除き、保険料の納付は、世帯主の年金からの特別徴収（引き去り）となります。

①世帯内の被保険者全員が 65 ～ 74 歳で、世帯主も国保被保険者

②特別徴収の対象となる世帯主の年金の額が年額 18 万円以上

③国民健康保険料と介護保険料の合計額が、年金額の 2 分の 1 以下

※申し出により、納付方法を口座振替に変更できます
保険料の納付は口座振替を！

口座振替にすれば納め忘れがなく、支払いに出向く手間もありません。

納付書または被保険者証、預金通帳、通帳の届出印を持参のうえ、ご利用の金融機関にお申し込みください。

介護保険

問い合わせ先

市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452

保険料の納入通知書は、被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■金額

保険料の金額は次のとおりです。昨年と変わりありません。

所得段階	所得などの状況	料率	保険料年額
第 1 段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.5	26,000 円
第 2 段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.5	26,000 円
第 3 段階	世帯員全員が市民税非課税で、上記の段階に該当しない人	基準額 × 0.75	39,000 円
第 4 段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に課税者がいる人	基準額	52,000 円
第 5 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の人	基準額 × 1.25	65,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.5	78,000 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の人	基準額 × 1.75	91,000 円

■納入方法

特別徴収（年金からの引き去り）が基本となりますが、普通徴収（納付書での納付）あるいは両方の方法での併用徴収の場合もあります。詳しくは 7 月にお送りする納入通知書でご確認ください。なお、被保険者の希望により特別徴収を中止して普通徴収に変更することはできません。

■軽減制度

所得段階が第 1 段階または第 2 段階で、以下のすべてに該当する人は、申請により審査の上、保険料を半額に軽減します。

①生活保護を受けていない。

②本人と家族に市民税が課せられていない。

③市民税が課せられている人に扶養されていない。

④市民税が課せられている人と生計を共にしていない。

⑤本人と家族の前年 1 年間の収入の合計額が 65 万円以下であり、かつ、当年 1 年間の収入見込額の合計額が 65 万円以下である（世帯員が 3 人以上の場合は、1 人につき 17.5 万円ずつ加算）。

⑥資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる（預貯金は 1 人あたり 350 万円以下）。

七夕の日は『クールアース・デー』

6 月 20 日から「七夕」の 7 月 7 日までは、環境省が呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」期間です。

7 月 7 日（水）は、「七夕（クールアース・デー）」として、20:00 ～ 22:00 の間、全国のライトアップ施設や家庭での消灯を呼びかけています。

あかりを消して耳を澄ませ、自然を感じて、地球の未来に想いを馳せてみませんか。

問い合わせ先

市役所本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218

鳥取市雇用創造協議会

問い合わせ先 鳥取市雇用創造協議会（市役所第2庁舎雇用創造推進室）☎ 0857-20-3214 ☎ 0857-20-3046 ✉ tottori-koyou@city.tottori.tottori.jp

【合同企業説明会】※事前の申し込みは不要です。

日時	会場	参加企業
7/6(火) 13:30~16:00	とりぎん文化会館展示室	20社程度

【7・8・9月開催講座】

日時	講座内容	会場	定員
7/10・11(土・日) 9:30~16:30	起業をめざすビジネスプラン作成講座	鳥取県立図書館小研修室	20人
7/26・27(月・火) 9:30~16:30	営業・販売・事務職をめざす基礎研修	県民ふれあい会館 中研修室	20人
8/19(木)・20(金)・23(月)・24(火) 9:30~16:30	ホームページ作成講座	株式会社ナレッジサポート IT研修室	20人
8/25(水)・26(木)・27(金)・31(火)・9/1(水) 9:30~16:30	韓国語講座	とりぎん文化会館 会議室	20人

対象 市内在住の求職者 受講料 無料
申し込み 各講座の初回開催日の1週間前までに、電話・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先へ
※ホームページ <http://www.tottori-koyou.com>

下水道の供用区域が広がりました

問い合わせ先 市役所環境下水道部庁舎下水道経営課 ☎ 0857-20-3304

公共下水道

▷南栄町の一部

■工事は指定工事店で

下水道が整備された場合は、すみやかに下水道に接続する排水設備工事を行いましょう（浄化槽などの切り替えはおおむね1年以内、くみ取り便所の水洗化は3年以内）。工事は、必ず本市が指定する排水設備工事店に申し込んでください。**無利子の改造資金融資制度**もありますのでご利用ください。なお、排水設備工事完成後に排水管がつまって下水が流れない場合は、施工した工事店が清掃業者に清掃を申し込んでください。

■ご注意ください！

市職員を装ったり、市役所から依頼といつわったりして、下水排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。市役所では、みなさんの敷地内にある排水管について、このような業務を行ったり、業者に依頼したりすることはありませんので、ご注意ください。

第46回 鳥取しゃんしゃん祭

今年は8月7日(土)の東京ディズニーズスペシャルパレードから始まり、15日(日)の花火、16日(月)の一斉傘踊りまで、さまざまなイベントを企画しています。

賑わい屋台村出店者募集します！

出店場所・時間 ※どちらか1日出店可
8月15日(日) 場所 千代川河川敷
時間 17:00~21:00(予定)
8月16日(月) 場所 袋川右岸(若桜橋~智頭橋)
時間 16:30~21:00(予定)

申込期限 7月14日(水)

※詳しくは下記問い合わせ先まで

因幡市民連を募集します！

8月16日(月)に行われるしゃんしゃん祭一斉傘踊りで、誰でも参加できる「因幡市民連」への参加者を募集します。あなたも一緒に踊ってみませんか！

定員 50人 ※先着順

申込期限 7月15日(木) 参加費 500円

※申込方法など詳しくは下記問い合わせ先までご連絡いただくか、鳥取しゃんしゃん祭振興会ホームページ(<http://www.tottori-shanshan.jp>)をご覧ください。

しゃんしゃん傘踊り体験コーナー

あなたも「しゃんしゃん傘踊り」を体験してみませんか？どなたでも参加できる体験コーナーにぜひお越しください。しゃんしゃん傘は貸し出します。

とき 7月20日(火)~30日(金) 17:30~19:00

※土日は除く(雨天中止)。

ところ 鳥取駅前風紋広場

写真コンテスト

第46回鳥取しゃんしゃん祭を撮影した写真のコンテストを行います。 ※花火大会を除く。

作品企画

- ▷自作未発表の作品に限ります。
- ▷カラー、モノクロは問いません。
- ▷デジタル、フィルムは問いません。
- ▷四つ切り(ワイド四つ切り含む)もしくは同等サイズのプリントとします。
- ▷同一作品の他のコンクールなどとの二重応募、まぎらわしい作品の応募はご遠慮ください。

応募方法 応募票を鳥取しゃんしゃん祭振興会ホームページからダウンロードし、作品の裏面に添付のうえ問い合わせ先まで応募してください。1人3点まで応募できますが、入賞は1人1点です。

その他 入賞作品は返却しません。また入賞作品は原版フィルムまたはデジタルデータを提出していただきます。著作権および著作権は当振興会に帰属し、今後あらゆる広報活動などに使用します。

※詳細は鳥取しゃんしゃん祭振興会ホームページをご覧ください。 <http://www.tottori-shanshan.jp>

申し込み・問い合わせ先 鳥取しゃんしゃん祭振興会(鳥取市観光協会内・〒680-0035 新町103) ☎ 0857-26-0756 ☎ 0857-29-1000